

年月日

某官屬姓某奉

〔日本書紀^{二十九}_{神代}〕天稚彦之妻下照姫、哭泣悲哀、聲達于天、是時國玉、聞其哭聲、則知夫天稚彦已死、乃遣疾風、舉戶^{カバ子}致天、

〔續日本紀^{二十九}_{稱德}〕神護景雲三年五月丙申、詔曰、○中犬部[○]大部[○]部[○]今據寶龜二年九月紀改、姉女波^乎内^都奴止爲氏、冠位舉給比根可婆禰改給比治給伎、然流物乎、反天逆心乎、抱藏氏^中、○中是以檢法爾、皆當死刑罪^略、中然止毛慈賜止爲氏、一等降氏、其等我根可婆禰替氏、遠流罪爾治賜布宣布、天皇大命乎衆聞食止宣、

〔歷朝詔詞解五〕根可婆禰改給 凡て根とは人を崇めていふ稱にて、可婆禰といふと同じきを重ねていへる也、

〔倭訓栞前編六〕かばね 神代紀に戸をよめり、皮骨の義也、顯宗紀に骨字もよめり、柩をよめるは義訓也、骸も同じ、神代紀に姓、又姓氏をよむは戸より出たる詞也、續日本紀に、根可婆禰といひ、姓氏錄に、人民の氏骨^{カバ子}といへる是也、さるを姓氏の外に、日本にては別に戸といふ事ありとおもへるは誤也、太古は姓氏の渙汰なし、西土も同じ、又姓氏の別ありしも、姓と氏とを混せり、漢高祖を姓劉氏といふが如き是也、

〔類聚名物考姓氏九〕骨名 かばね

かばねは人の骨骸にて、一身の本とする所にして、天地の金石有が如く、家屋の柱檻あるに似たり、然るに此事、西土の書には准據べきものなし、姓氏の字を借りて書たれども、その事や、異なり、たゞへば今世俗の符券^{フチク}といふが如く、目じるしにするやうの事なり、先祖の功勞、我身の勳功によりて賜る事あり、又一等す、みて升る事も有なり、今公家にて清花羽林名家などいふ様の階級の有如く、江戸にても公家衆と云、兩番筋大番筋といひ、又は甲府衆、櫻田衆などいひ、參河御